

教職課程コアカリキュラムと工業科の教員養成

足利大学教職課程センター長教授 池守 滋

1. はじめに

大学における教員養成に関しては、平成12年頃から国レベルの会議や中央教育審議会などにおいて、コアカリキュラムの導入について様々な議論や提言がなされてきた。平成27年12月の中央教育審議会答申において、我が国の教員養成の全国的な水準を確保するため、大学における教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を作成することが提言された。

この答申を受け、文部科学省では「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」を設置し、平成29年11月に「教職課程コアカリキュラム」を策定した。この教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に規定された内容を事項名だけでなく、修得内容まで示したものである。この間に、平成28年に教育職員免許法の一部が改正された。大学においては、平成31年（令和元年）4月の入学生より、教職課程コアカリキュラムに対応した新しいカリキュラムで教員養成が行われることとなった。そこで、教職課程コアカリキュラムの概要と今後の工業科教員の養成について論じる。

2. 教職課程コアカリキュラム

これまで、我が国の大学における教育内容を規定する「コアカリキュラム」としては、「専門職業人養成課程」としての医学部、看護学部、薬学部、獣医学部、法科大学院などが文部科学

省及び関係省庁等により定められ、実施されている。

教員養成に関しては、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日中央教育審議会答申）において、『大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。』（下線は、筆者が加筆）と明記された。

コアカリキュラムを導入する大きな意義としては、「教員養成の質保証」として各大学での学修内容の統一である。大学教育では、講義内容に関しては教授者の裁量に任せられているところが多い。理工学系の大学講義では、論理的、学術的であり、同名の講義科目に大きな違いはない。しかしながら、教職関係の講義においては、学芸的側面が過度に強調されたり、その科目を担当する教員の研究分野に基づいた内容に授業の大半が占められたりすることがあった。大学の講義自体が、大学研究者の専門分野を学生に講義することにより成り立っているので致し方ないところもある。当然、そのような専門的内容の講義科目名であれば問題もない。現在、各大学においてはシラバスが公開となっており、教職課程のように法的に定められた講義が、各大学（教授者）によって、あまりにも講義内容が異なることが問題となった。また、課題が複雑・多様化する教育現場から、十分にニーズ

にこたえていないと批判も受けた。特に、卒業後の教職に就いた時、学習指導や生徒指導、学級運営などに影響し、教員の質が低下している原因の一つとも言われた。そのため、国として「コアカリキュラム」を定め、大学の講義内容について規定したのである。このコアカリキュラムは、国としての教員養成に関する質保証の指標とも言える。

先行する分野のコアカリキュラムに倣い、教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとめりごとに分化

させた「一般目標」、学生が一般目標に到達すべき個々の規準を「到達目標」として表すこととした。なおこれらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであり科目の単位数や授業時数を縛るものではないとされた。

3. 具体的な内容例「工業科指導法」

教職課程コアカリキュラムの「教科及び教科の指導法に関する科目」においては、一般的に教科名を取った「〇〇科指導法」(例：工業科指導法)と呼ばれる。この科目の内容は、以下に示すように定められた。これにより、これまで

各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

全体目標

当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

(1) 当該教科の目標及び内容

一般目標：学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

到達目標

- 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
- 2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
- 3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。
- 4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
- 5) 発展的な学習内容について探求し、学習指導への位置付けを考察することができる。

※ 中学校及び高等学校のみ

(2) 当該教科の指導方法と授業設計

一般目標：基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標

- 1) 子供の認識や思考、学力などの実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
- 2) 当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
- 3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
- 4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
- 5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。

※ 中学校及び高等学校のみ

教授者によって偏りや不十分であった、学習指導要領に関する内容や学習の評価、模擬授業(情報機器の使用を含む)が明確に示され、大学のシラバスに明記されることとなった。文部科学省の指導では、工業科指導法の内容について、学生の専門分野(機械、電気、建築等)のみではなく、学習指導要領に記載された教科「工業」の全ての科目について教授するように求められた。

4. 工業科の教員養成

改正された教育職員免許法において高等学校教諭一種免許状を取得するためには、「教科及び教科の指導法に関する科目」24単位、「教育の基礎的理解に関する科目」10単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」8単位、「教育実習に関する科目」5単位、「大学が独自に設定する科目」36単位(各最低単位数のみ)修得しなければならない。高等学校「工業」の教員免許の取得に関して、従前から特例的な措置が認められ、工学部等の専門科目(教科に関する専門的事項に関する科目)を修得することにより教員免許が取得可能である(他に「日本国憲法」、「職業指導」が必要)。つまり、教育理論などの教諭に関する科目や学校での教育実践を行う教育実習などをやることなく取得できる。今回の教育職員免許法の改正により、この附則に定められていた特例措置が、「教育職員免許法施行規則」に移項したことにより、大学ではこれまでのような特例が認められないのではないかとの危惧が生じた。しかし、実質的にはこれまでと同様の特例措置となった。ただし、「施行規則」となったことにより、文部科学省段階で改正や廃止が決められることとなったことには、注目したい。

ただし、このような特例処置は、高校(工業)のみでなく、高校では数学、理科、音楽、美術、

工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各免許状においても、教職に関する科目の単位数の半数までを当該免許に係わる専門的科目で代替することができる。

教育職員免許法施行規則(一部抜粋)

第5条の表 備考

六 工業の普通免許状の授受を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(専修免許状に係わる単位数については、免許状別表第一備考第7号の規定を適用した後の単位数)の全部又は一部の単位は、当該免許状に係わる教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

この特例措置は、昭和35年頃からの全国的な工業高校増設に伴う工業科教員養成の急増に対応するためであった(同時期に「国立工業教員養成所」の臨時措置がなされ、国立大学9校に設置された)。以来、開放性をとる工学部などにおいて、この特例措置を活用して工業教員を数多く輩出してきた。しかしながら、約60年の間に工業高校も増設期から減少期となり、産業界における技術の高度化やグローバル化の進展など工業高校を取り巻く環境が大きく変化した。また、工業高校の教員にも、当然、時代に応じた生徒理解や多様化する生徒指導への対応の必要性とともに、IT技術を活用した授業やアクティブ・ラーニングなどの授業実践が求められている。このような中、教育理論をはじめとする青年期にある高校生の発達課題や心理、今日の学校教育をめぐる諸問題、授業づくりの理論や方法などを修得する科目を修得せず、さらには教育実習の経験もないまま工業教員として教壇に立つことには、大きな問題があるとの指摘がされてきた。このような教員免許取得に関する特例措置は、工業のみであり、同

様の高校の専門教科である農業や商業にはないことから、その必要性が問われてきた。

文部科学省においても、教職課程の再課程認定の際に、工業の教職課程においても、可能な限り教職に関する科目が履修できるカリキュラムを編成するよう、各大学に対して指導を行っている。このようなことから、一部の大学においては、指導法の習得を重視して「工業科指導法」を必修にしたり、普通科高校の卒業生のために「教育実習」を工業以外の他教科での実施でも可としたりしている。特に、工業の教員養成を重視する大学においては、他の教員免許と同様に全ての教職科目の履修を義務づけているところもある（元来そうすべきであるが）。

一方で、大学としては教職課程コアカリキュラムに対応するため、文部科学省に対して教職課程を申請し、認定を受けなければならない。認定を受けるためには、コアカリキュラムに適した講義内容にするとともに教員の教授資格も問われ、多大なる労力（講義のシラバス、教授者の先生方の履歴・業績などの書類の作成などの申請の準備から文科省と打合せを経て、認定まで約2年間）がかかる。このため、工学部等の一部では、教職課程の再申請を行わないところが出てきた。元来、多くの大学の工学部においては、教員志望の学生が少なく（他の教育学部や文系の大学・学部と比較して）、さらに教員になった実績（新卒での）が乏しい。そのため、教員にならないのに教職課程を置く意義が問われ、かつ認定を受けるための事務的労力及び教職課程を維持していくための経費に対し

ての効果が低いとの判断によるものと思われる。これは、私立大学ばかりでなく法人化した国立大学でも同様である。

5. おわりに

近年、公立高等学校の教員採用試験において、社会人特別選考として、工業の教員免許を持たなくても受験、採用する県が見受けられるようになってきた。工業の教員免許を持つ受験者の減少への対応と社会人の活用を図った措置であろう。当然、その県のみで有効な「臨時免許状」を活用した措置である。なお、このような採用は工業のみであり、採用後に大学での科目履修等により特例措置を活用した免許取得を義務づけている県もある。このような状況が続くと、大学で高等学校工業の教員免許を取得する必要性が薄くなり、教職課程を維持する意義や経営的視点からの判断に大きな影響を及ぼすことにならないか不安を感じる。

申すまでもなく、教員免許状は、基礎資格として大学等の教育課程を修了し、併せて教育職員免許法及び同施行規則に規定された内容、いわゆる教職課程の単位を修得することにより授与されるものである。コアカリキュラムを定めた他の国家レベルの免許資格では、大学の卒業と関係する単位修得が免許試験の受験資格等になっている。教員免許においても、同様に試験を課すことや教員採用試験の受験資格としての「統一試験」の是非などが話題となっている。今後の動向に注意していきたい。